

1 処分年月日	令和7年10月3日
2 処分を受けた宅地建物取引業者に関する事項	
(1) 商号または名称	明治株式会社
(2) 主たる事務所の所在地	大阪府大阪市浪速区戎本町一丁目9番21号
(3) 代表者氏名	代表取締役 西園寺 優真
(4) 免許番号	国土交通大臣(1)9806号
3 処分の内容 ○業務停止処分 (1)業務停止期間 令和7年10月17日から令和7年10月23日までの7日間 (2)停止を命ずる業務の範囲 宅地建物取引業に係る全部の業務	
4 処分理由 被処分者は、その従たる事務所である神戸支店において、唯一の専任の宅地建物取引士が令和4年8月31日に退職し、不在であったにもかかわらず、新たな宅地建物取引士を設置しないままその事務所を移転し、京都支店として新たに開設する旨の届出をおこなった。 その後、この事務所において専任の宅地建物取引士が交代した旨の届出をおこなったが、交代までの間、交代前の専任の宅地建物取引士が在職していたとする届出は事実と異なっていた。この結果、新たに専任の宅地建物取引士を設置する令和6年7月18日までの間、法の規定に適合しない状態を継続させた。このことは、法第31条の3第3項の規定に違反し、これは法第65条第2項第2号に該当する。	

【業務改善措置】

有	無
－	－